

墨田区障害者差別解消支援地域協議会について（説明資料）

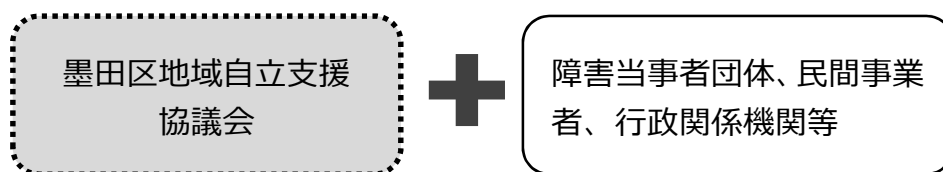
障害者差別解消法に規定する「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指すため、障害者差別の解消を効果的に推進することを目的に、墨田区障害者差別解消支援地域協議会を設置することとしました。

障害者の地域での活動は広範多岐にわたり、相談窓口のある機関も様々です。地域の関係機関がネットワークを形成し、障害者差別に関する事例の共有を行い、また、法に関わる取組や普及啓発について協議を行っていくことが重要です。

1. 地域協議会で取り扱うテーマ例

- ① 関係機関それぞれが対応した相談に係る事例の共有
- ② 複数の機関によって解決を図る必要のある事案の共有
- ③ 障害者差別に関する相談体制の整備
- ④ 地域における効果的な理解促進や普及啓発のあり方に関する協議 など

2. 構成メンバー



既存の墨田区地域自立支援協議会の委員に、必要な団体の代表者等を加え、組織します。

3. 各協議会との関係

これまで、「墨田区障害者差別解消法関連事業計画」の進捗管理等も行ってきた、既存の2つの協議会と相互に連携し、総合的に推進していきます。

